

19生産第5368号
平成19年12月3日

社団法人 日本農業機械工業会会長
トラクター懇話会会長
全国農業協同組合連合会会長
社団法人 日本農業機械化協会会長
全国農業機械商業協同組合連合会会長

） 殿

農林水産省生産局長

農機具による事故等に関する情報提供の要請について

平成18年12月に消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）が改正され、重大製品事故の報告、公表等が制度化される等、製品の安全性確保に対する関心や社会的要請は年々高くなる状況にあります。

このような中、農機具についても、農作業中の死亡事故が減少しない状況にかんがみ、その使用に際し発生する事故の防止対策の強化が求められているところ です。

このため、消費生活用製品安全法の適用を受けないものについて製造、販売等関係者から事故情報が報告される仕組みを整備することとし、そのデータを農作業安全対策の効果的な推進や安全な農機具の製造・普及に資する検査・鑑定制度の見直し等に反映させていきたいと考えています。

つきましては、農機具の使用に係る事故情報の収集・蓄積の仕組みを整備することについて御理解の上、貴会会員等のうち農機具の製造、輸入及び販売に係る事業者に対し、下記により事故情報等の提供を要請していただきますようお願いいたします。

また、事故情報を蓄積する中で、同一製品で同じような事故が頻発する等事故の拡大が懸念されるような場合にあつては、製造事業者等に対して、さらなる調査や適切な対応を要請させていただくこともありますので、その際にも御協力方よろしくお願ひします。

なお、提供いただいた情報は、別紙「収集情報取扱要領」に基づき、取り扱うこととします。

記

1 農機具の使用に係る事故情報等の報告

農機具の製造・輸入、販売を行う事業者は、当該事業者が取り扱う農機具（消費生活用製品安全法において消費生活用製品に分類されるものを除く。記の2において同じ。）について、農機具の使用により生じた人的被害を伴う事故に関する情報（重大事故であるかどうかを問わない。）を入手した場合には、様式1農機具事故報告書に基づき、速やかに、販売業者にあつては当該農機具の製造・輸入業者に、製造・輸入業者にあつては農林水産省生産局生産技術課に報告して下さい。

2 製造・輸入事業者が行う無償修理等の改善対策に係る情報の報告

農機具の製造・輸入を行う事業者は、当該事業者が取り扱う農機具について、使用者の安全を確保できなくなるおそれがあるために実施する無償修理等の改善対策を行う場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等に基づき報告が求められるものを除く。）には、様式2農機具の改善対策等実施状況報告書により、農林水産省生産局生産技術課に報告して下さい。

(別紙)

収集情報取扱要領

- 1 収集情報は、農林水産省生産局生産技術課において事故情報データベースとして蓄積し、2の政策の反映及び3公表以外には使用しない。
また、収集情報及び事故情報データベースの管理に当たっては、慎重を期するとともに漏洩がないよう取り扱うこととする。
- 2 1で蓄積された情報は、必要な取りまとめや分析を行った上で、以下の施策に反映させる。
 - (1) 農機具事故の発生実態や傾向を踏まえた効果的な啓発資料、指導指針等の策定
 - (2) 国等が行う農機具の型式検査や安全鑑定の対象機種や検査の方法・基準の見直し
 - (3) 同一農機具で同じような事故が頻発する場合等において、製造業者等に更なる調査や適切な対応を要請
 - (4) 同様の事故の未然防止を図るため、事故事例として取りまとめたものを独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター(生研センター)のホームページ等において紹介
- 3 収集情報の公表に当たっては、その目的に応じた集計・分析や加工を行った上で実施することとし、提出された個票をそのまま公表することはしないものとする。例えば、2の(4)により事故事例として広く紹介する場合は、メーカー、型式名、負傷者等が特定できるような情報は削除する。

農機具事故報告書作成要領

1. 報告する事故情報の種類

農機具の使用に係る人身事故（軽傷事故を含む。）

ただし、消費生活用製品安全法により報告が義務づけられている事故（刈払機や小型耕うん機等による重大事故）は除く。

2. 情報の収集方法

農業者等から連絡・提供のあった情報について、報告書の様式に基づき記入・提出して下さい。（農業者等からの連絡を受けた際には、様式に基づき、極力詳細に聞き取っていただくことが望ましいですが、記入が困難な事項については、空欄のままで結構です。）

3. 報告書の提出方法

販売店等は、事故情報を入手した場合には、速やかに報告書を作成し、当該農機具の製造・輸入業者に提出して下さい。（農機具の製造業者名等がわからない場合には、直接、農林水産省生産局生産技術課までFAX（03-3597-0142）又は郵送で提出をお願いします。）

製造・輸入業者は、販売店等から事故情報の提出があった場合には、速やかに提出のあった報告書を、そのまま農林水産省生産局生産技術課までご提出下さい。また、直接、農業者等から事故の連絡を受けた場合は、報告書を作成の上、報告をお願いします。

4. 事故情報の使用目的及び取扱い方法について

（別紙「収集情報取扱要領」による。）

5. 報告書記入要領

- (1) 記入欄に選択肢があるものは、該当するものの上に 印を付し、「その他」を選択した場合には、() 内に具体的な名称等をご記入下さい。
- (2) 「機械の種類」は、乗用型トラクター、田植機、自脱型コンバイン等の別をご記入下さい。
- (3) 「製品名・型式名」は、販売上の名称に加え、機体の銘板に記されている型式名をご記入下さい。製品名と型式名が同じ場合は、いずれか一方で結構です。
- (4) 「整備施設等における整備・点検の実績」は、整備資格を有する整備士等による整備・点検が行われた直近の年度をご記入下さい。整備実績がない場合は「なし」とご記入下さい。
- (5) 「作業機の有無」「作業機の種類」は、乗用型トラクターに係る事故について、事故発生時に作業機が装着されていたかどうか、装着されていた場合には、その作業機の種類（ロータリー、ビートハーベスター等）をご記入下さい。
- (6) 「安全キャブ・フレームの装着状況」は、乗用型トラクターに係る事故について、当該トラクターにキャブ・フレームがついていたかどうかをご記入下さい。
- (7) 「発生場所」のうち「発生場所の状況」については「具体的な発生場所」で選択した場所の状態（田・畑等では、ぬかるんでいた、乾燥状態であった等、道路では、舗装はされていたが狭く（幅員 1.5 m 程度）緩やかな下り坂であった等）をご記入下さい。
- (8) 「負傷等の程度」の「重傷」は、消費生活用製品の重大事故と同様、30 日以上の治療期間を要することを一応の目安とします。重症かどうかの判断が難しい場合には、記入者の判断によることを防げません。
- (9) 「事故の状況及び原因」は、「ほ場に向かうため農道を走行していたところ、急カーブを曲がりきれず脱輪し、2 m 下の水田に転落。安全フレームはついていましたが、シートベルトを締めていなかったため投げ出され、横転した機械の下敷きとなった。」等事故の状況及び原因が適確に把握できるよう、可能な限り詳細にお書き下さい。

(様式 2)

農機具の改善対策等実施状況報告書

農機具に使用者の安全を脅かすおそれのある不具合・欠陥があることが明らかとなり、改善対策等を実施される場合、本様式により農林水産省生産局生産技術課までFAX(03-3597-0142)又は郵送により報告をお願いします。

なお、道路運送車両法や国土交通省通達に基づき国土交通省へ報告することとされている改善対策等(リコール、改善対策、サービスキャンペーン等)については、本様式による報告の対象外となりますが、不具合等の内容が農業者の安全に関わるものである場合には、国土交通省への報告時に、当方にもお知らせ下さい。

- 1 製品名

- 2 機種、型式、製造番号

- 3 製造(輸入、販売)期間、製造(輸入、販売)台数、うち改善対策対象台数

- 4 改善対策に至る経緯

- 5 改善措置の対策内容(具体的に記載下さい。)

- 6 当該製品使用者に対する周知方法

報告書作成年月日 :
会社名 :
報告担当者氏名 :
連絡先 TEL :